

平成十三年八月二十七日

第二十回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

財務省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第四条第二項の規定により発行する第二十回特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

財務大臣 塩川 正十郎

寸法	全体 本券 賦札	縦二百二十二ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦百十ミリメートル 横二百八十四ミリメートル 縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 十五万円券 七万五千元券 地模様 「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表す文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	緑色 青色 緑色、紫色、オレンジ色 赤色 白抜き 黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字 十五万円券 七万五千元券	灰味緑色 灰味青色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考） 第二十回特別給付金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

